

令和 3年 4月 1日
市川市農業協同組合

女性活躍推進法に基づく行動計画

女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供と、職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備を行うため、次の行動計画を策定する。

計画期間 令和3年4月1日 ～ 令和6年3月31日

① 【 目 標 】

- ・管理職に占める女性労働者の割合を20%以上にする。

【 取組内容・実施時期 】

- ・令和3年4月～ 管理職に占める女性労働者の割合について現状把握
- ・令和4年4月～ 管理職候補の女性労働者を対象として、今後のキャリアプランの面談を実施、研修等によるフォローを行う
- ・令和5年4月～ 女性管理職の登用を促進し定着を目指す

② 【 目 標 】

- ・全労働者の有給休暇平均取得率を50%以上にする。
- ※ 年次有給休暇日数は翌年繰越を含む(上限40日)にて計算

【 取組内容・実施時期 】

- ・令和3年4月～ 取得状況を把握し、取得促進の取組を検討
- ・令和4年4月～ 取得促進の取組を整備、全労働者へ周知・実施する
- ・令和5年4月～ 計画的な取組の実施による進捗状況の管理徹底

女性の活躍に関する情報公表

令和4年5月1日 現在

① 【採用した労働者に占める男性・女性労働者の割合】			
(職種)	(人数)	(男性)	(女性)
正職員	303名	60%	40%
嘱託職員	9名	89%	11%
臨時職員	7名	43%	57%
パート	22名	14%	86%

令和3年11月末 現在

② 【雇用管理区分ごとの有給休暇取得率】		
(職種)	(人数)	
正職員	292名	22%
嘱託職員	7名	30%
臨時職員	7名	37%
パート	20名	38%

※ 年次有給休暇日数は、翌年繰越を含む(上限40日)にて計算

公表日：2023年3月20日

	男女の賃金の差異 (男性の賃金に対する女性の賃金の割合)
全労働者	76.1%
正規労働者	81.5%
非正規労働者	81.0%

対象期間：令和4事業年度（令和4年1月1日から令和4年12月31日まで）

賃金：基本給、各種手当、賞与等を含み、退職金を除く。

正規労働者：正職員、出向者を除く。

非正規労働者：嘱託職員、臨時職員、パートタイマー、アルバイト含、
出向者、日雇い除く。